

受験する日から、過去3か月以内に5日以上道路で運転の練習をしその状況を裏面の路上練習申告書に記入して下さい。

1 運転の目的等

- (1) **練習以外の目的で自動車を運転すると違反**になります。
- (2) 高速道路の運転は禁止です。
- (3) 練習時間は一日概ね2時間です。
- (4) **普通免許受験の方は普通車使用**です。

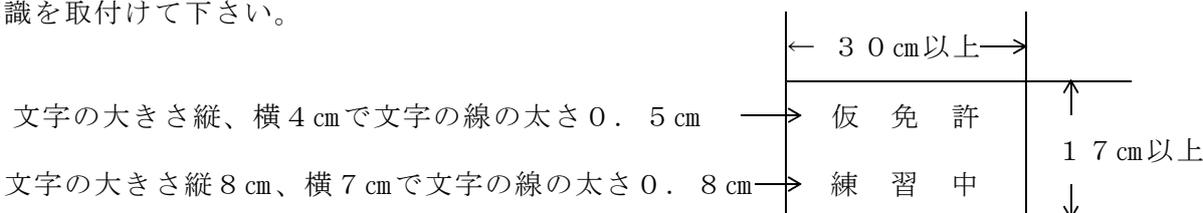
2 同乗指導者

助手席に指導者を同乗させ、その指導のもとに練習してください。

運転練習の指導ができる方は、その車両を運転できる免許証を保有している方（免許の効力が停止されている方を除く）で、当該運転免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く）が**通算して3年以上**の方、または当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている方（免許の効力が停止されている方を除く）です。

3 仮免許練習標識

練習のため自動車を運転しようとするときは、**車の前面及び後面の見やすい位置**に次のような標識を取付けて下さい。



(金属製又は木製等で白地に黒文字)

4 点数制度

交通事故や、交通違反があったときは、仮免許証の取消しや、点数制度による免許の拒否又は保留処分を受けることがあります。

5 仮免許証の返納

仮免許証は免許証の交付を受ける際に返納していただきますが、それまでに失効した場合には、免許センター又は住所地の警察署へすみやかに返納してください。

6 本免許申請に必要なもの

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 運転免許申請書 (試験課ロビーに有) | (6) 受験票 |
| (2) 現在もっている運転免許証 | (7) 路上練習申告書 、質問票 |
| (3) 住民票 (免許証をもっていない人) | (8) 受験手数料 |
| 本籍地記載で発行から6か月以内のもの | 普通車 3,100 円 |
| (4) 証明写真1枚 (6か月以内のもの) | (9) 筆記具、印鑑 |
| (5) 仮免許証 | ボールペン、鉛筆、消しゴム |

7 受付時間 月曜～金曜 (祝休日、年末年始除く)

午前8:30～午前9:00まで 時間厳守です。

※ 取得時講習を受講後、免許証交付になります。

※ 期限切れで中型仮免許 (中型車は8 tに限る)、準中型仮免許 (準中型車は5 tに限る)を交付された方が、普通一種免許試験に合格された場合の運転出来る車は、**車両総重量3.5 t未満、最大積載量2 t未満、乗車定員10人以下**の車両になります。